

令和2年第7回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和2年6月25日(木)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	
事務局	主幹 市川 徹      主査 大河原 喜浩      大森 充浩
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第20号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第5	専決処分の報告について
その他	

議 長

これより、議事に入ります。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は1番、2番にお願いします。

議 長

### 日程第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の11番、申請地の状況について説明をお願いします。

11番

先日、現地を確認してきました。申請地は、県道川越日高線の楡木バス停の先から南に入る細い道を50m程進んだ先に位置します。車で行くには、申請地の南側から途中まで行けるような状況です。現地は、保全管理されていました。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

当該申請については、譲渡人が相続で取得した農地を適正に管理できないという理由から、親族である譲受人に譲渡し、農地を利用してもらいたいとの意向から申請に至ったものです。

譲受人は現在、パート勤めをしながら、農業を行っている方となります。譲受人の所有している農地の8割が栗坪地内に存在し、また、実家も栗坪地内にあり、その実家に農機具などを置き、農業を行っているとのこと。所有する農地では、栗畑が多く、一部で露地野菜を作付けしているとのこと。野菜は、自家消費ですが、栗については、インターネット販売をしているそうです。

取得後の計画については、栗を栽培する計画としています。

議 長

只今、11番及び事務局より説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

議 長

事務局より2番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。

7番

先日、現地を確認してきました。申請地は、かわせみ街道の〇〇〇のところから山側に入った先に位置します。現地は、手前側に柿などがあり、奥の平なところは20cm程度の草が生えていました。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

当該案件については、平成〇年に譲受人の〇〇事業において、農地を取得し〇〇〇を中心とした農作業活動に使用したいとの申し出がありました。しかしながら、農地法において〇〇〇〇法人に農地取得要件が定められていないことから、3年間農地を借り受けて、その期間、適正な事業運営が確認できた場合に取得を認めるとの条件を総会で判断した案件になります。

平成〇年から利用権設定により農地を借り受け、譲受人の事業内容に基づいて利用が始まりました。事業内容については、〇〇施設に来所する〇〇〇、〇〇が参加する農作物の作付け及び収穫作業としており、収穫作業には、〇〇〇も参加しています。作付けしていたものは、白菜、ねぎ、大根などとなっています。毎年度、事業報告書が市へ提出されており、事業計画どおり農作業活動を行い、適正に利用されているとのことです。

以上のことから、農地取得後も適正な農地利用がされることが見込まれると思われま。

現在、コロナウイルス感染症の影響から作付け等は行われていないとの報告を受けています。なお、利用状況調査においては、作付けされていたことを確認しています。

議長

只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

3番  
事務局

譲受人の状況で、〇〇人とありますが、規模が大きい法人なのですか。

〇〇人は〇〇事業に参加する人員で、法人の従業員は〇人となります。〇〇事業の経営に係る業務をしており、市内外で複数の事業所に係っています。

議長

他に質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

### 日程第3 議案第19号 農地法第5の規定による許可申請について

議長

日程第3議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長

本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。

7番

先日、現地を確認してきました。申請地は、巾着田の奥側にあるログトイレの向かいに位置します。現地は、全体的に15cm程度の草が生えていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

譲受人は、過去に個人で〇〇販売業を営んでいた方で、毎年、9月の曼珠沙華開花時期に合わせて、申請地において地域活性化のために地元の農畜産

		<p>物（野菜、ブルーベリーなど）の販売を行っています。本年については、曼殊沙華まつりは開催しないことになっていますが、曼殊沙華を見に来る観光客を迎えたいとの意向から、申請に至っています。</p> <p>当該申請地を店舗用地として利用しますが、現地の形状変更をしないことやテント等の器具等を設置するのみのため、申請地及び隣接地への影響はないと思われま。</p>
議 長		<p>只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
推進委員	4番	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、人の集まる要因を無くすというような取り組みが実施されていますが、曼殊沙華を刈って無くし、人が集まらないような対策がされる予定がありますか。また、店舗を構えることについても人が集まる要因だと思います。</p>
事 務 局		<p>現段階で曼殊沙華を刈るという情報は、届いていません。仮に、曼殊沙華を刈ることになった場合、店舗は構えないと思われま。</p> <p>また、店舗を構えることについては、農地法で制限できないことですので、市など関係機関で対応していただきたいと思いま。</p>
	3番	<p>一時転用であるため、転用後、農地へ復元となりますが、過去の状況はどうですか。</p>
事 務 局		<p>転用後、適正に復元して、完了届を提出しています。</p>
議 長		<p>他に質疑がありましたらお願いします。</p>
委 員		<p>ありません。</p>
議 長		<p>質疑なしと認めま。よって質疑を終結しま。お諮りしま。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
委 員		<p>異議なし。</p>
議 長		<p>異議なしと認めま。本件は許可相当と決し、県知事に送付しま。</p>
議 長		<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p>
事 務 局		<p>〈議案朗読〉</p>
議 長		<p>本件担当の6番、申請地の状況について説明をお願いします。</p>
	6番	<p>21日に現地を確認してきま。申請地は、県道川越日高線の女影時計台の交差点を南に入り、霞野神社から少し進んだ先に位置しま。現地は、草が1m程度生えていま。なお、申請地周辺は、住宅街となっていま。</p>
議 長		<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>譲受人は、〇〇市に本社を置き、不動産業を営む事業者で、過去にも日高市内で建売住宅の販売実績がある事業者であり、今回、当該申請地においては、周辺環境が住環境に適しており、住宅需要が見込まれている地域に存在していることから、計画及び申請したものです。</p> <p>また、申請地の選定については、造成及び建築の費用対効果の関係から4棟程度建築できること、ライフラインや住環境が整備されていることを要件</p>

議長

として選定しています。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について、妥当であると思われる。

委員  
議長

只今、6番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

委員  
議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長  
事務局  
議長  
5番

事務局より3番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願いします。

24日に現地を確認してきました。申請地は、国道407号線沿いにある〇〇〇〇という会社から南に100m程進んだところを西に入った先に位置します。現地は、20cm程度の草が生えていました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、〇〇に本社を置き、自然エネルギーを利用した発電施設の運営事業等を行う事業者です。事業者は、国の政策として進められている地球温暖化対策として再生可能エネルギーの普及を担い、温室効果ガスの削減に取り組むことで、電力自給率の改善に寄与することを事業目的としています。譲受人の事業において、埼玉県西部地区方面で太陽光事業を行う計画があり、現在、〇〇市と日高市では高萩地内に発電施設を保有しており、本年2月には北平沢地内で発電施設を設置する農地転用許可を取得し、現在、設置工事中です。

発電施設を設置する土地の選定については、1箇所あたり年間70,000kw以上の発電を計画しており、この発電量が賄える設備を設置するためには、土地面積1,000㎡程度が必要となります。譲受人において、この面積が確保できる農地以外を優先して検討しましたが、条件に見合う土地が見つからず、やむを得ず、農地を選択し当該申請地の所有者との交渉等の理由から土地を選定しています。なお、設置する太陽光パネルは288枚、周囲にフェンスを設置する計画です。

議長

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について、妥当であると思われる。

只今、5番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。  
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長  
事務局  
議長  
3番

事務局より4番の朗読をお願いします。  
〈議案朗読〉  
本件担当の3番、申請地の状況について説明をお願いします。  
申請地は、市役所通りからひだかアリーナの北側に行くための道の入口付近に位置します。現地は、草が20cm程度生えていました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。  
当該申請については、〇〇〇〇の老朽化による建替えに伴う、駐車場用地を目的とした一時転用となります。現在、〇〇の南側にある職員及び営業車両用の駐車場の位置に新設の支店を建築する計画であり、営業を継続しながら建築することから、職員及び営業車両の駐車場を別に確保しなくてはならないため、今回の申請に及んだものです。  
設置する駐車場の詳細については、申請地を整地した後、砂利を敷いて利用する計画で、職員の車両22台分、営業用車両11台分を確保する内容となっております。

議長

只今、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。  
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。  
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長  
事務局  
議長  
11番

事務局より5番の朗読をお願いします。  
〈議案朗読〉  
本件担当の11番、申請地の状況について説明をお願いします。  
23日に推進委員1番と現地を確認してきました。申請地は、県道川越日高線の高麗中学校バス亭があるところを南に入った先に位置します。現地は、草が50cm程度生えていました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。  
譲受人は現在、〇〇市の借家にて生活をしていますが、生活スペースに手狭と感じていることから、自己住宅の建築を計画しました。  
住宅を建築する場所を検討するにあたり親に相談したところ、将来、親の面倒を見れることや子供の面倒を見てもらえる環境が整う場所が望ましいとの話となり、祖父が所有する実家に隣接する農地を借用して住宅を建築できれば、譲受人家族の意向を満たす計画となるとのことで、今回の申請に至りました。

申請地の農地区分は、申請地の5番1が3種農地、6番8が2種農地とな

議長

り、計画目的に必要な性があると思われま

只今、11番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いしま

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めま

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めま

#### 日程第4 議案第20号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長

日程第4議案第20号農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題としま

議事に入ります前に、議事参与の制限により、1番は退室をお願いしま

それでは、事務局より1番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長

本件について、はじめに3番、申請地のNo.2、No.3の状況について説明をお願いしま

3番

申請地は、市役所の北側の道路を東に進み、信号にぶつかる手前の右側に位置しま

議長

続いて、事務局より申請地のNo.1の状況及び申請人の状況について説明をお願いしま

事務局

申請地は、市役所の北側の道路を東に進み、信号を右折後、30m先を東に入り、400m程進んだ先に位置しま

借受人は、市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は〇〇日、主にトマトなどの露地野菜を栽培する農業者です。各経営地は、借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としていま

議長

只今、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いしま

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めま

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めま

議長

事務局より2番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長  
3番

本件担当の3番、申請地の状況について説明をお願いします。

申請地のNo.1、No.2は、日高市田波目地区から坂戸市城山方面に行く道を進んだ市境付近に位置します。現地は、草が少しある状態でした。続いて、No.3、No.4、No.5は、県道日高川島線沿いにある〇〇〇〇から坂戸方面に200m程進んだ先を南に入った先に位置します。現地の状況は、No.3、No.4については、草が50cmから1m程生えており、No.5については、耕耘してありました。続いて、No.6は、同じく県道日高川島線沿いにある〇〇〇〇から坂戸方面に250m程進んだ先を北に入った先に位置します。現地は、草が1m程度生えていました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は平成〇年度に就農した農家で構成されている農地所有適格法人です。〇〇市ではぶどうを栽培し、〇〇市内の直売所で販売しており、市内では、ねぎを栽培しています。申請地ではネギを栽培し、〇〇市にあるJA全農埼玉食材受託センターと近隣のスーパーへ出荷する計画です。各経営地は、現在の経営地に隣接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

なお、従業員5名の他、アルバイトと農業学校の研修生を受け入れ、従事しているとのこと。

議長  
8番

只今、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

申請地のNo.3、No.4、No.5に接する道路は、幅員が1.5m程しかなく、舗装もされていないので、申請地にトラクターを入れるためには、小さいトラクターでないと入れないと思います。過去に借受人が機械を転倒させていたのを確認したことがあります。また、大型のトラクターを入れると道路が壊れるなど、地元の方に迷惑を生じさせるおそれがあるので、適正な利用をしていただきたいと思います。

事務局

借受人に現場に合わせた方法で、適正な利用をしていただくよう伝えたいと思います。

議長  
委員  
議長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議長  
事務局  
議長  
事務局

事務局より3番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

申請地は、埼玉女子短期大学の西側に位置し、先月の総会で審議した、同



借受人の農用地利用集積計画の申請地の隣接地となります。現地は、耕耘してありました。

借受人は、先月の農用地利用集積計画を経て、6月から就農した方となります。今回の申請地においても、ごまを栽培する計画としており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員  
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委 員  
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

#### 日程第5 専決処分の報告について

議 長

日程第5 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委 員  
議 長

ありません。

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。